

# 「わが国金融産業の国際競争力強化に向けて（提言）」要旨

## I. 規制改革が可能にする国際競争力の強化

- 競争促進を通じた金融産業の国際競争力強化は、金融商品・サービスの選択肢の拡大や、生み出す付加価値の増大などを通じて、利用者、より広くは国民にとっての利便性を向上させ、加えて、経済成長、ひいては財政健全化にもつながる途である。  
国民経済的な観点から、わが国金融産業が、欧米の金融機関と互角に競争できる国際競争力を備えるためには、世界標準に合致する規制環境への変革などを通じて、金融機関間競争の一層の促進が望まれる。

## II. 規制改革に向けた個別提言

- 米国における 90 年代後半のファイアーウォール規制の一部廃止や GLB 法改革といった規制改革は、金融機関の国際競争力の強化に寄与したと評価できる。  
わが国においても、米国の事例を参考にしつつ、金融産業の国際競争力強化のための規制改革に積極的に取り組む。
- 銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しは、国内の業際問題として捉えるのではなく、国際競争力強化の視野に立った金融サービスの高度化、顧客利便の向上等、国民経済的な観点からみたメリットの追求を目的として、早期実現を図る。
- わが国における金融グループに対する業務範囲規制は段階的に緩和されてきてはいるが、先進国の中では引続き厳格な内容になっている。  
ファイアーウォール規制改革後も、業務範囲の拡大等、金融グループとしての総合力の発揮を促すことを通じて、利用者、国民の利便性向上を実現するための制度整備を包括的に実施する。
- 英国は、ルールとプリンシプルのバランスの軸足をプリンシプルに移行してきており、金融機関の自主的な取組みの促進や経営の自由度の確保等を通じて、金融・資本市場の国際競争力の強化を実現している。  
わが国でも英国の事例を参考としつつ、ルール・ベースの規制とプリンシプル・ベースの規制をバランスよく導入し、金融イノベーションを促進する。

## III. 金融機関自らが取り組むべき課題

- 規制改革の下、欧米金融機関の後追いではない個々の金融機関の強みを活かした業務を進展させるとともに、金融グループ内の連携強化を通じて、利用者利便の向上と国際競争力の強化を図る。
- わが国の金融資産をより有効に活用する観点から、成長著しいアジア市場をはじめ、海外市場において個々の金融機関の強みを発揮し、国際的な地位向上を図る。

## （補論）国際競争力の強化に資する組織や人事のあり方

- ・ 国際競争力強化に向けた現場での取組みを後押しするため、組織、人事等に関し、マネジメントレベルにおいて積極的な取組みを行う。
- ・ 国内外から、国際的に通用する優秀な人材の確保・育成に努める。

以上